



(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松江市災害見舞金の支給に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の災害により被害を受けた市民に交付する見舞金から適用し、同日前の災害により被害を受けた市民に交付する見舞金については、なお従前の例による。